

**受信機器購入等対策事業費補助事業
助成金交付要綱**

平成27年4月

一般社団法人CATV技術協会

目次

第1章 総則

- 第1条 (通則)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (交付の対象)
- 第4条 (補助金交付基準)
- 第5条 (補助金の額)
- 第6条 (業務の委託等)

第2章 支援対象世帯に対する支援の決定

- 第7条 (支援の申込み)
- 第8条 (支援対象世帯であることの確認等)
- 第9条 (申込みの取下げ)

第3章 チューナーの給付

- 第10条 (交付の申請)
- 第11条 (交付の決定及び通知等)
- 第12条 (申請の取下げ)
- 第13条 (チューナーの配送等)
- 第14条 (実績報告)
- 第15条 (補助金の額の確定)
- 第16条 (補助金の支払い)
- 第17条 (交付の決定の取消し等)
- 第18条 (財産の管理等)
- 第19条 (処分等の制限)

第4章 受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修等

- 第20条 (交付の申請)
- 第21条 (交付の決定及び通知等)
- 第22条 (申請の取下げ)
- 第23条 (支援の対策となる改修)
- 第24条 (実績報告)
- 第25条 (補助金の額の確定等)
- 第26条 (補助金の支払い)
- 第27条 (交付決定の取消し等)
- 第28条 (財産の管理等)

第5章 関係者への周知及び広報

第29条 (関係者への周知及び広報)

第6章 雑則

第30条 (再度の支援の不実施)

第31条 (様式の補正)

第32条 (申込書等の提出部数)

第33条 (その他必要な事項)

附則

第1章 総則

(通則)

第1条 受信機器購入等対策事業費補助事業（以下「受信機器購入等の支援」という。）の実施方法については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、電波法（昭和25年法律第131号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本要綱は、一般社団法人日本CATV技術協会（以下「当協会」という。）が国から受信機器購入等の支援に係る補助金の交付を受けて、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を受けた世帯が、避難勧告等があった区域に帰還し、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備を整備することを支援するものである。

(交付の対象)

第3条 当協会は、前条の避難勧告等があった区域に帰還する世帯の構成員であつて、その住まいにおいて地上デジタルテレビ放送を受信するための設備が整備されていない世帯（以下「支援対象世帯」という。）に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備に要する費用のうち、別表1に掲げる経費（以下「支援対象経費」という。）について、予算の範囲内で支援を行う。

2 支援対象世帯は、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置しており、放送法（昭和25年法律第132号）第64条（受信契約及び受信料）第1項の規定による放送の受信についての日本放送協会（以下「NHK」という。）との契約（以下「放送受信契約」という。）を締結している。あるいは、締結しようとしている世帯で、同条第2項の規定によりNHKが総務大臣の認可を受けて定めた基準において、次に掲げる世帯として放送受信料が全額免除となる世帯（NHKの放送受信料免除の基準のうち、市町村民税非課税の障害者の世帯の規定に該当する場合にあつては、地上テレビ放送の音声部分のみを聴取することのできる受信設備のみを設置し、放送受信契約を締結する必要がない世帯（以下「放送聴取世帯」という。）を含む。）でなければならない。

一 東京電力福島第一原子力発電所事故（平成23年3月11日発生）により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、居住していた地域が、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域または特定避難勧奨地点（以下「規制区域」という。）の設定を受け、その居住していた地域に帰還する世帯（申込時点において既に自宅に帰還した世帯、及び自宅から避難せず継続して自宅に居住している世帯を含む。）

※ 参考：NHKの放送受信料免除の基準の市町村民税非課税の障害者の世帯

次に掲げる障害者を構成員とする世帯の構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合の該当世帯の構成員

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者
- イ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者
- ウ 精神保健及びに精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

（補助金交付基準）

第4条 当協会は、受信機器購入等対策事業で実施する工事又は支援の内容が、次の各号に掲げる事項に照らして妥当であるものに対して支援を行う。

- (1) 有効性：受信機器購入等対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
- (2) 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限の工事又は支援であること。

（補助金の額）

第5条 交付する補助金の額は、支援対象経費の額の10分の10以内の額とする。

（業務の委託等）

第6条 当協会は、受信機器購入等の支援に係る業務について、その一部を他の者に委託することができる。

- 2 当協会は、受信機器購入等の支援に係る業務の一部を他の者に実施させる場合には、個人情報の適正な取り扱いに配慮し、交付要綱第9条（契約）第3項に定めるところによりこれを行うものとする。
- 3 当協会は、受信機器購入等の支援に係る工事を他の者に実施させる場合には、地域の実情等に配慮し、交付要綱第9条（契約）第5項に定めるところによりこれを行うものとする。

第2章 支援対象世帯に対する支援の決定

（支援の申込み）

第7条 受信機器購入等の支援を受けようとする世帯は、様式第1号の申込書により当協会に申込みなければならない。

- 2 前項の申込みに際しては、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類を添付しなければならない。
- 3 当協会は、前項の公的機関が発行した書類の必要部数や有効期限等を別に定めることとする。
- 4 支援の対象世帯であることの確認等の規定のうち、既に地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備が整備されているとして、又は、当協会が別に定める支援の円滑な実施に支障をきたす行為をしたとして、支援を行わないことの通知を受けた世帯からの申込みは受け付けないものとする。

（支援対象世帯であることの確認等）

第8条 当協会は、前条に基づく支援の申込みを受け付けたときは、その内容を確認の上、申込みを行った世帯（以下「申込世帯」という。）が、交付対象の世帯であること、及び支援を行う場所（以下「支援場所」という。）が規制区域の設定を受けた地域であることの確認を行うものとする。

- 2 前項の支援の申込みの受付期限は当協会が別に定める日までとする。
- 3 当協会は、支援の申込書が到着した日付順に支援の申込みを受け付けるものとする。
- 4 当協会は、第1項の確認の結果等を踏まえ、当協会が別に定める日までに支援が可能か否かの審査を行い、支援が可能と判断した申込みに対して支援を決定し、申込世帯に通知するものとする。
- 5 当協会は、前項の支援の決定に必要なときは、調査等を行うこととする。また、適正な支援を行うために必要があるときは、申込みに係る事項について修正を加えるほか、支援目的を達成するためには必要な条件を付すことができるものとする。
- 6 当協会は、第4項の支援を決定した申込みに対して、申込世帯が放送受信契約を締結している世帯であることの確認を協会に対して行うものとする。
- 7 確認の結果、交付対象の世帯であること、及び支援場所が規制区域の設定を受けた地域であることが確認できないとき、第4項の審査の結果、支援が可能でないと判断したとき、既に地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備が整備されていることが判明したとき又は当協会が別に定める申込世帯の事由により支援の円滑な実施に支障をきたす場合には、支援を行わないことを決定し、様式第1号の2の通知書により申込世帯に通知するものとする。
- 8 第4項の支援の決定をした後に、支援場所において、当協会が別に定める日までに地上デジタルテレビ放送を受信できる環境が整備されないことが判明した場合には、支援を行わないことを決定し様式第2号の通知書により申込世帯に通知するものとする。
- 9 支援の決定は、当協会が別に定める日までの支援の実施可能件数に到達するか又は当協会が別に定める日までの支援が事実上困難と判断した日をもって終了するものとする。
- 10 当協会は、前項の支援の決定の終了日までに支援の決定が行われなかった申込世帯に対しては、支援を行えないことを様式第2号の通知書により通知するものとする。

（申込みの取下げ）

第9条 申込世帯は、支援の申込みを取り下げようとするときは、様式第3号の届出書により当協会に申し出なければならない。

- 2 前条第4項の規定により、支援決定の通知を受けた世帯から前項の規定による申込みの取下げがあったときは、申込みに係る支援の決定はなかったものとみなすものとする。

第3章 チューナーの給付

(交付の申請)

- 第10条 支援対象世帯であることの確認等により支援の決定を受けた世帯（以下「支援決定世帯」という。）は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、当協会が指定する地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）の給付に係る支援を受けようとするときには、様式第4号の申請書により当協会に申請しなければならない。
- 2 前項に規定にかかわらず、当協会が必要と認めるときには、第7条第1項の申込みをもって、交付の申請があったものとみなすことができるものとする。なお、この場合において、様式第1号の申請書は様式第4号の申請書を兼ねるものとする。

(交付決定の通知)

- 第11条 当協会は、前条の規定による交付申請書の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請の内容が適当であると認めるときには、交付の決定を行い、様式第5号の通知書により支援決定世帯に通知するものとする。
- 2 当協会は、前項の交付の決定をする場合において、適正な支援を行うために必要があるときは、申請に係る事項について修正を加えることができるものとする。
- 3 当協会は、第1項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。
- 4 当協会は、前項の規定による申請の内容が不適當であると認めたときには、様式第6号の通知書により支援決定世帯に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた世帯（以下「交付決定世帯」という。）は、交付決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときには、通知を受けた日から20日以内に様式第7号の届出書を当協会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなすものとする。

(チューナーの配送等)

- 第13条 当協会は、第11条第1項の交付決定において、チューナーの給付に係る交付の決定を行った場合には、第7条第1項で申込世帯が希望した場所にチューナーを配送することとする。
- 2 前項の支援は、一の世帯で複数の受信設備を設置している場合には、一の受信設備に限り、最大一台の支援とする。
- 3 第1項におけるチューナーの保証期間は、チューナーの配送が完了した日から1年とする。

(実績報告)

- 第14条 当協会は、前条第1項のチューナーの配送完了の確認を以て、チューナーの給付に係る支援を完了とし、交付決定世帯から実績報告があったものとする。

(補助金の額の確定等)

第15条 当協会は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、支援すべき補助金の額を確定し、様式第5号の通知書により交付決定世帯に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 前条の補助金は、前条の規定により確定した補助金の額に基づき、当協会が行うチューナーの給付に係る経費の支払いに充てられ、交付決定世帯に直接支払われないものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 当協会は、交付決定世帯が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は適正化法、適正化法施行令、交付要綱、本要領若しくはこれらに基づく規定に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 交付決定世帯は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既にチューナーが給付されているときは、当協会が定める期限までに返還しなければならない。

3 前項において、チューナーを返還することができない場合には、別表2に定める残存価額を当協会に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 交付決定世帯は、支援により取得した財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、支援の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 当協会は、交付決定世帯が支援によって取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることができる。

(処分等の制限)

第19条 交付決定世帯は、給付されたチューナーを支援の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は廃棄しようとするときには、あらかじめ様式第8号の申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表2に定める残存価額がない場合は、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

3 次の各号に掲げる場合においては、第1項の支援の目的に反した処分に当たらないものとする。

(1) 交付対象世帯がチューナーを当協会に返還する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当協会が支援の目的に反しないものと認める場合

4 前項第一号において、送料が発生する場合は、原則として交付決定世帯が負担するものとする。

第4章 受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修等

(交付の申請)

第20条 支援決定世帯は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、チューナーの設置や受信アンテナの改修(設置を含む。以下同じ。)に係る経費、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修(新設を含む。また、インターネット回線等を利用して地上デジタルテレビ放送を視聴できるサービスへ加入する場合を含む。以下同じ。)に係る負担金について支援を受けようとするときは、様式

第9号、様式第11号、様式第13号のいずれか、及び経費の見積書（工事内訳と積算内容が判るもの。）等の工事関係書類を添付して、当協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により見積書を提出できないときはこの限りではない。

（交付決定の通知）

第21条 当協会は、前項の規定による交付の申請があったときは、申請の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請の内容が適当であると認めたときは、交付の決定を行い、様式第15号の通知書により支援決定世帯に通知するものとする。やむを得ない事由により見積書（積算内訳）の提出がないときは、当協会が必要最低限であると認める改修についてのみ交付の決定を行うことができるものとする。

- 2 当協会は、前項の交付の決定をする場合において、適正な補助を行うために必要があるときは、申請に係る事項について修正を加えることができる。
- 3 当協会は、第1項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。
- 4 当協会は、前条の規定による申請の内容が不相当であると認めるときは、様式第17号の通知書により支援決定世帯に通知するものとする。
- 5 当協会は、第1項の規定により、申請の内容を審査するに際して、支援決定世帯がサービスを受けるケーブルテレビ会社が、放送法に則った活動を行っていることを確認するものとする。

（申請の取下げ）

第22条 交付決定世帯は、交付の決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に様式第7号の届出書を当協会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

（支援の対象となる改修）

第23条 第21条の交付決定の対象となるチューナーの設置、受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修は、規制区域内の支援場所において、1台の受信設備における地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限のものとする。

- 2 前項の改修については、平成27年4月1日以降に改修工事等を開始し、同日以降に支援決定世帯に交付決定したものに限ることとする。
- 3 国若しくは地方公共団体の補助又は日本放送協会の助成を受ける受信アンテナの改修に係る経費、共同受信施設又はケーブルテレビ施設の改修に係る負担金に対する支援にあたっては、これらの補助金額又は助成金額を控除した金額を支援するものとする。

（実績報告）

第24条 交付決定世帯は、チューナーの設置を実施した者、受信アンテナの改修を実施した者、共同受信施設設置者又はケーブルテレビ会社（インターネット回線等を利用して地上デジタルテレビ放送を視聴できるサービスを提供する事業者を含む。以下同じ。）において改修工事等が完了した場合には、

様式第10号、様式第12号、様式第14号を当協会に提出しなければならない。

- 2 前項の報告をする場合において、提出期限について当協会の指示を受けたときは、交付決定世帯はその指示に従わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第25条 当協会は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、その報告に係る改修の実施結果が第21条第1項に規定する交付決定の通知の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し様式第16号により申請者に通知する。

- 2 前項の場合において、領収書又は請求書（原則として原本とする。）や見積書（積算内訳）等の工事関係書類の提出がない場合は、当協会は支援をしない決定をするものとする。ただし、やむを得ない事情により、見積書（積算内訳）の提出がない場合は、当協会が必要最低限の額として定める額を補助金の額として確定できるものとする。

(補助金の支払い)

第26条 補助金は、前条の規定により確定した補助金の額に基づき、原則として交付決定世帯に対して支払うものとする。ただし、交付決定世帯が、チューナーの設置を実施した者、受信アンテナの改修を実施した者、共同受信施設設置者又はケーブルテレビ会社に対して支払を済ませていない場合は、チューナーを設置した者、受信アンテナの改修を実施した者、共同受信施設設置者若しくはケーブルテレビ会社等、交付決定世帯が指定した者に対して支払う場合がある。

- 2 前項の規定により補助金の支払いを受けようとする交付決定世帯は、様式第10号、様式第12号又は様式第14号を当協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第27条 当協会は、交付決定世帯が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は適正化法、適正化法執行令、交付要綱、本要領若しくはこれらに基づく指示に違反したときは、交付の決定の全部又は一部と取り消すことができる。

- 2 交付決定世帯、チューナーの設置を実施した者、受信アンテナの改修を実施した者、又は施設設置者若しくはケーブルテレビ会社は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既に補助金が支払われているときは、当協会が定める期限までに全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第28条 交付決定世帯は、支援により取得した財産等について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 当協会は、交付決定世帯が支援により取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることができる。
- 3 交付決定世帯が支援により締結した契約を解約したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることができる。

第5章 関係者への周知及び広報

(関係者への周知及び広報)

第29条 当協会は、受信機器購入等の支援に関し、必要に応じて支援対象世帯及び地方公共団体、社会福祉事業を行う施設、障害者団体その他の関係機関に対し、周知及び広報を行うものとする。

第6章 雑則

(再度の支援の不実施)

第30条 当協会は、災害、損壊、転居その他の理由により、支援が完了した交付決定世帯において、再度のチューナーの給付やチューナーの設置、受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修が必要になった場合であっても、再度の支援は行わないものとする。ただし、交付決定世帯の責に帰さないとして当協会が別に定める事由により特段の事情が生じたときは、当協会は支援が完了していないものとして、必要な支援を行うことができるものとする。

(様式の補正)

第31条 本要領に定める様式は、必要に応じて適宜補正して使用することができるものとする。

(申込書等の提出部数)

第32条 この要領に定める様式の当協会への提出部数は様式中に特に定めのない限り1部とする。

(その他必要な事項)

第33条 受信機器購入等の支援に関し、その他必要な事項は、当協会が別にこれを定める。

附則

この実施要領は、平成27年4月23日から施行する。

この助成金交付要綱は、今後必要に応じて修正することがあります。
ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。

別表1 補助対象経費（施設・設備費）

内 容
① 支援対象世帯が地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の設備又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの <ul style="list-style-type: none"> a. チューナー（テレビジョン装置は対象外） b. 受信アンテナを含む受信設備 c. 有線テレビジョン放送の受信（変調方式変換の場合に限る。）におけるセットトップボックス（貸与の場合は設置相当経費） d. 有線放送設備を利用するための契約料
② 地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの <ul style="list-style-type: none"> a. 鉄塔 b. 局舎 c. 外構施設 d. 受電設備（電力引込み送電線を含む。） e. 送受信アンテナ f. 送受信機（予備送受信機を含む。） g. 伝送用専用線 h. ケーブル i. 中継増幅装置 j. 電源設備（予備電源設備を含む。） k. 警報装置 l. 監視装置 m. 制御装置 n. 測定器
③ ①及び②に掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの
④ 上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの
⑤ 附帯工事費のうち、受信者が負担するもの

別表2 チューナーの残存価額（第17条、第19条関係）

最初のチューナー取得初年度	チューナー取得原価の80%
最初のチューナー取得から2年度目	チューナー取得原価の60%
最初のチューナー取得から3年度目	チューナー取得原価の40%
最初のチューナー取得から4年度目	チューナー取得原価の20%
最初のチューナー取得から5年度目以降	残存価額なし

様式第1号（第7条第1項関連）

平成 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

受信機器購入等支援申込書

地上デジタルテレビ放送を受信するため、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者氏名 (世帯主名)	フリガナ	印
		
住 所	〒	
電話番号		
帰還される住所 (支援する場所)	〒	
世帯種別	<input type="checkbox"/> 原発避難世帯	
チューナー給付	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし	
経費の給付	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし	
チューナー、経費の申 請書などの送付先	〒	

<添付資料>

申し込みには、東京電力福島第一原子力発電所事故発生当時の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類（住民票の写し等）を添付して下さい。

様式第2-1号（第8条第7項関係）

平成 年 月 日

郵便番号

住所

氏名

殿

一般社団法人CATV技術協会 理事長 印

受信機器購入等支援の不支援決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった受信機器購入等支援については、受信機器等対策事業費補助事業実施要領第8条第7項の規定により、下記のとおり支援しないことに決定したので通知します。

記

1 申請事業の名称

受信機器等対策事業費補助事業

2 助成金不交付決定の理由

様式第2-2号（第8条第10項関係）

第 号
平成 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人CATV技術協会 理事長 印

受信機器購入等支援の不支援決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第8条第10項の規定により、下記のとおり支援しないことに決定したので通知します。

記

1 不支援とした理由

平成 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申込者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

印

受信機器購入等支援申込み取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で支援決定通知のあった受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第9条第1項の規定により、下記のとおり支援申込みを取り下げます。

記

1 申込みを取り下げる理由

すでに地上デジタル放送を視聴できる環境にあるため

その他

よろしければ、その理由を記入してください（必須ではありません）。

様式第4号（第10条第1項関係）

平成 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者

郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

受信機器購入等支援補助金交付申請書

【チューナー給付用】

平成 年 月 日付け 第 号で支援決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第10条第1項の規定により、下記のとおり補助金交付を申請します。

記

1 補助金交付申請内容

チューナー（1台）の給付

第 号
平成 年 月 日

交付決定者

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人CATV技術協会 理事長 印

受信機器購入等支援補助金交付決定通知書

兼

受信機器購入等支援補助金額の確定通知書【チューナー給付分】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第11条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定通知

チューナーをお住まいに配送します。

【留意事項】

チューナーの設置や受信アンテナなどの工事、共同受信施設の工事、ケーブルテレビの工事の経費
（※）の給付を希望する場合は、配送したチューナーの箱に入っている該当する工事の『補助金交付申請書』に必要事項を記入・押印のうえ、工事内容が判る見積書等の必要書類を添付し、配送したチューナーの箱に入っている「デジサポ福島」宛の封筒（切手不要）に入れて郵送してください。

ただし、お住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにするための経費に限ります。

様式第6号（第11条第4項関係）

第 号
平成 年 月 日

申請者

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人CATV技術協会 理事長 印

受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書

【チューナー給付用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第11条第4項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

平成 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

印

受信機器購入等支援補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた受信機器購入等支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領の規定により、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

1 申請を取り下げる理由

すでに地上デジタル放送を視聴できる環境にあるため

その他

よろしければ、その理由を記入してください（必須ではありません）。

様式第8号（第19条第1項関係）

平成 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者

郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

受信機器購入等支援処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付を受けた受信機器購入等支援について、
受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第19条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 支援目的外使用等を行う財産
(チューナーのメーカー名・型名・シリアルナンバー)
- 2 当該財産を取得した日
平成 年 月 日
- 3 当該財産の支援目的外使用等の内容
- 4 理由

様式第9号（第20条関係）

※ 太枠の中を必ず記入してください。

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者氏名（支援の申込書の申込者と同じ氏名）
⑩
住所
電話番号

受信機器購入等支援補助金交付申請書 【受信アンテナなどの工費用】

受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な受信アンテナなどの工事に関する費用

2 補助金交付申請額
申請者が負担する予定の金額 : _____ 円
3 工事完了予定年月日
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 一緒に送付する書類

(1) 見積書（工事などの内訳が分かるもの）

【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3 補助金交付申請額（申請者が負担した金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 平成27年4月1日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」の場合などで、工事などが一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどの補助や助成の対象の場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。補助や助成を受けたあとの経費を給付します。
- 5 不正に補助金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報は、一般社団法人日本CATV技術協会が定める「お客様情報に関するプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、受信機器購入等支援補助金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
 - ・ 個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
 - ・ 申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（0570-007-401（ナビダイヤル））にお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

様式第10号（第24条第1項及び第26条第2項関係）

※ 太枠の中を必ず記入してください。

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者氏名（支援の申込書の申込者と同じ氏名）
⑩
住所
電話番号

受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書 兼

受信機器購入等支援補助金支払請求書【受信アンテナなどの工事用】

受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な受信アンテナなどの工事に関する費用

2 補助金交付申請額
申請者が負担した金額 : _____ 円
3 工事が完了した年月日
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（裏面も記入してください。）

4 補助金振込先情報

ふりこみさきぎんこうめい 振込先 銀行名		してんめい 支店名	
こうざしゅべつ 口座 種別	普通 当座 その他	こうざばんごう 口座 番号	
こうざめいぎ 口座 名義	(フリガナ)		
だいさんしゃ 第三者 への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との つづきがら 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

5 いっしょに送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（原本）
- (2) 工事などの内訳が分かる書類（見積書など）
- (3) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）

【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3 補助金交付申請額（申請者が負担した金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 平成27年4月1日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」の場合などで、工事などが一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどの補助や助成の対象の場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。補助や助成を受けたあとの経費を給付します。
- 5 不正に補助金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報は、一般社団法人日本CATV技術協会が定める「お客様情報に関するプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、受信機器購入等支援補助金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
 - ・ 個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
 - ・ 申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（0570-007-401（ナビダイヤル））にお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

様式第11号（第20条関係）

※ 太枠の中を必ず記入してください。

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者氏名（支援の申込書の申込者と同じ氏名）
住所 ⑩
電話番号

受信機器購入等支援補助金交付申請書 【共同受信施設工事用】

受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請の対象
地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な共同受信施設の工事などに関する初期費用

2 共同受信施設設の情報
組合名 : _____
電話番号 : (_____) _____
担当者 : _____
3 補助金交付申請額
申請者が負担予定の金額 : _____ 円
4 工事完了予定年月日
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 5 一緒に送付する書類
 - (1) 見積書（工事などの内訳が分かるもの）
 - (2) 申請者が負担する金額を明示した書類（組合規約など）

【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3 補助金交付申請額（申請者が負担した金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 平成27年4月1日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」の場合などで、工事などが一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどの補助や助成の対象の場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。補助や助成を受けたあとの経費を給付します。
- 5 不正に補助金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報は、一般社団法人日本CATV技術協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、受信機器購入等支援補助金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
 - ・ 個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
 - ・ 申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（0570-007-401）にお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

様式第12号（第24条第1項及び第26条第2項関係）

※ 太枠の中を必ず記入してください。

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者氏名（支援の申込書の申込者と同じ氏名）
住所 ⑩
電話番号

受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書

兼

受信機器購入等支援補助金支払請求書【共同受信施設工事に用】

受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請の対象
地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な共同受信施設の工事などに関する初期費用

2 共同受信施設設の情報
組合名 : _____
電話番号 : (_____) _____ - _____
担当者 : _____
3 補助金交付申請額
申請者が負担した金額 : _____ 円
4 工事が完了した年月日
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(裏面も記入してください。)

5 補助金振込先情報

ふりこみさき 振込先 ぎんこうめい 銀行名		してんめい 支店名	
こうざしゅべつ 口座種別	普通 当座 その他	こうざばんごう 口座番号	
こうざめいぎ 口座名義	(フリガナ)		
だいさんしゃ 第三者への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との つづきから 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

6 いっしょに送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（原本）
- (2) 工事などの内訳が分かる書類（見積書など）
- (3) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）
- (4) 申請者が負担する金額を明示した書類（組合格約など）

【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3 補助金交付申請額（申請者が負担した金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 平成27年4月1日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」の場合などで、工事などが一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどの補助や助成の対象の場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。補助や助成を受けたあとの経費を給付します。
- 5 不正に補助金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報は、一般社団法人日本CATV技術協会が定める「お客様情報に関するプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、受信機器購入等支援補助金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
 - ・ 個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
 - ・ 申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（0570-007-401）にお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

様式第13号（第20条関係）

※ 太枠の中を必ず記入してください。

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者氏名（支援の申込書の申込者と同じ氏名）
印
住所
電話番号

受信機器購入等支援補助金交付申請書 【ケーブルテレビ施設工事事用】

受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請の対象
地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要なケーブルテレビ施設の工事などに関する初期費用

2 ケーブルテレビ会社名	_____		
3 補助金交付申請額			
申請者が負担予定の金額	: _____ 円		
4 工事完了予定年月日			
平成	年	月	日

（裏面も記入してください。）

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

5 一緒に送付する書類

(1) 見積書（工事などの内訳が分かるもの）

【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3 補助金交付申請額（申請者が負担した金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 平成27年4月1日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」の場合などで、工事などが一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどの補助や助成の対象の場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。補助や助成を受けたあとの経費を給付します。
- 5 不正に補助金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 6 ケーブルテレビ会社は、有線テレビジョン放送法または電気通信役務利用放送法に則った活動を実施しているものに限りします。

【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報は、一般社団法人日本CATV技術協会が定める「お客様情報に関するプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、受信機器購入等支援補助金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（0570-007-401）にお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

様式第14号（第24条第1項及び第26条第2項関係）

※ 太枠の中を必ず記入してください。

平成	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人日本CATV技術協会 理事長 殿

申請者氏名（支援の申込書の申込者と同じ氏名）
⑩
住所
電話番号

受信機器購入等支援工事完了届兼実績報告書

兼

受信機器購入等支援補助金支払請求書【ケーブルテレビ施設工事に用】

受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要なケーブルテレビ施設の工事などに関する初期費用

2 ケーブルテレビ会社名	_____
3 補助金交付申請額	申請者が負担した金額 : _____ 円
4 工事が完了した年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(裏面も記入してください。)

5 補助金振込先情報

ふりこみさきぎんこうめい 振込先 銀行名		してんめい 支店名	
こうざしゅべつ 口座 種別	普通 当座 その他	こうざばんごう 口座 番号	
こうざめいぎ 口座 名義	(フリガナ)		
だいさんしゃ 第三者 への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との つづきから 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

6 一緒に送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（原本）
- (2) 工事などの内訳が分かる書類（見積書など）
- (3) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）

【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3 補助金交付申請額（申請者が負担した金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 平成27年4月1日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」の場合などで、工事などが一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどの補助や助成の対象の場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。補助や助成を受けたあとの経費を給付します。
- 5 不正に補助金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 6 ケーブルテレビ会社は、有線テレビジョン放送法または電気通信役務利用放送法に則った活動を実施しているものに限りま。

【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報は、一般社団法人日本CATV技術協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
取得した個人情報は、受信機器購入等支援補助金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（0570-007-401）にお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

様式第15号（第21条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

交付決定者

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人CATV技術協会 理事長 印

受信機器購入等支援補助金交付決定通知書

【受信アンテナ又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第21条第1項の規定により、下記の補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1 施設改修の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な改修工事

2 補助金の交付決定額

交付決定額 _____ 円（消費税 _____ 円を含む）

【減額した場合の理由】

3 補助の条件

- （1）補助金は、実施要領に基づき、一般社団法人日本CATV技術協会から、原則、申請者に対して支払われます。
- （2）本支援により、申請者が締結した施設を利用するための契約を解約したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることがあります。

様式第16号（第25条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

交付決定者

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人CATV技術協会 理事長 印

補助金の額の確定通知書

【受信アンテナ又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第25条の規定により、下記の補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1 施設改修の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な改修工事

2 補助金の確定額

確定額 _____ 円（消費税 _____ 円を含む）

様式第17号（第21条第4項関係）

第 号
平成 年 月 日

申請者

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人CATV技術協会 理事長 印

受信機器購入等支援補助金不交付決定通知書

【受信アンテナ又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等支援に関する補助金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業実施要領第21条第4項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由